

仕 様 書

1 委託業務名 女性若手・中堅従業員向けキャリアデザイン研修業務委託

2 契約期間 契約日 から 令和7年2月28日 まで

3 業務内容

市内企業における若手、中堅女性従業員が、次世代女性リーダーとして活躍することへの動機づけを図ることを目的に実施する。

将来なりたい姿や働き方などを自分自身で主体的に設計できるよう、さらには、リーダーに必要な心構えが習得でき、自身が目指すリーダー像の確立につながるような内容とする。

研修は、対面開催（新型コロナウイルス感染症の拡大時等のやむを得ない事情がある場合は、オンライン開催も可能とする※委託者と協議すること）とし、全3回、1回あたり進行等を含めて120分～180分程度とする。全3回終了後に、受講生の交流会を実施する。

【企画・広報】

- ・研修内容の企画・立案（研修タイトルを含む）
- ・講師・スタッフ等の選定・依頼
- ・広報チラシのデザイン・印刷・発注
- ・その他、受講者募集に係る広報及び企業への訪問の実施

【事前準備】

- ・開催に必要な会場、機材、ツール等の手配
- ・当日の進行台本の作成・配布
- ・配布資料の準備（講師と要相談）
- ・その他、研修開催に関する必要な準備

【当日実施】

- ・機材設置、資料配布等
- ・研修運営、司会進行
- ・講師対応
- ・受講者へのアンケートの実施
- ・研修の開催結果の報告
- ・その他、実施にかかる必要な業務

【受講者管理】

- ・受講者募集に関する申し込み受付、問い合わせ対応

- ・オンラインの場合は、受講者への受講方法の説明や受講サポート
- ・当日の受講受付、受講者の出欠・受講状況の確認
- ・その他、受講者との連絡調整

4 業務実施にかかる留意事項

- (1) 受託者は、業務全体の進行管理や市との連絡調整を行うため、実施責任者や担当者等を選任すること。
- (2) 業務実施にあたって必要なスケジュールを作成し、進行管理を行うこと。
- (3) 研修は、市内企業の女性従業員の実態を把握したうえで、効果的な内容とすること。

5 履行報告

下記の内容を含めた実績報告書（紙媒体 1 部及び電子媒体）を提出すること。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 参加事業所名及び受講者数
- (3) 講師、研修内容
- (4) 研修開催時の写真
- (5) 受講者のアンケート結果
- (6) その他必要と思われる資料として指示するもの

6 対象者 市内在住または在勤する（若手・中堅）女性従業員
15～25名程度

7 実施時期 令和6年8月～令和7年2月頃

8 参加料 無料とすること

9 委託料の支払い 完了払

10 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

11 暴力団等不当介入に関する事項

- (1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示

第 28 号) 第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(ア) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに所轄の警察署への通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(イ) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(ウ) (ア)(イ) の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

12 障害者差別解消に関する事項

(1) 対応要領に沿った対応

(ア) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(イ) (ア) に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(2) 対応指針に沿った対応

上記 (1) に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない

13 その他

(1) 仕様書に記載のない事項については、別途協議すること。

(2) プロポーザルにおける提案書の内容を本契約に含むこと。

(3) 事業の実施にあたっては、国、三重県、本市の対応方針に留意し、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めること。